

DMOの登録要件の見直し案の概要

登録要件の見直しの主なポイント

ポイント	主な内容
1 観光地経営戦略策定を義務化	○策定すべき項目の明示 ○必須 K P I の見直し (外部マネジメント指標の見直し、内部マネジメント指標の導入)
2 組織体制の更なる強化	○ガバナンス強化のための意思決定機関設置 ○C M O の専従撤廃と常勤職員3名以上の配置
3 安定財源確保の強化	○K P I として安定財源確保率を導入 ○実施計画に必要な予算と調達の見通しを示す財源計画の策定
4 更新要件の新規導入	○これまでの活動の成果を定量的、定性的に評価 ○研修の受講の要請
5 審査方法の改善	○年1回。ヒアリングを導入し、1年間かけて審査。 ○更新要件を満たさなかった場合は、1年に限り留保。
6 DMO区分の見直し (3→4)	○都府県域 D M O を地域連携 D M O から分離 ○広域連携 D M O と都府県域 D M O の役割明確化

要件見直しの概要（1 / 2）

要件の柱

（１）観光地経営
戦略策定、KGI・
KPIの設定

（２）戦略に基づく
取組の具体化と
実施・検証・改善

登録要件（案）

- ・観光地経営戦略の策定
 - ビジョン・KGIの設定
 - 観光地のビジョンに基づくDMOの使命
 - 受入環境整備の方針
 - ・基礎的なインバウンド受入環境整備の方針
 - ・二次交通の課題解決の方針
 - ・ガイドの確保・育成の方針
 - （※）広域連携と都府県域DMOに係る特記事項
 - KSF・KPI（一部見直し）の設定
- ・各種データ等の収集・分析と観光地経営戦略への反映

（※）

 - ・広域連携DMOが戦略に記載すべき方針
 - ①広域データの収集・分析
 - ②人材育成のための研修
 - ③インバウンド向け旅行商品を流通の機会創出
 - ④地方運輸局・J N T Oと連携した海外プロモーション
 - ⑤大規模災害時の風評被害対策
 - ・都府県域DMOが戦略に記載すべき方針
 - ①、②、③
 - ④国内旅行者向け旅行商品を流通の機会創出
 - ⑤マネジメント区域内のポジショニング

- ・観光客に対して地域一体となって戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

更新要件（案）

- ・観光地経営戦略の策定
 - ビジョン・KGIの設定
 - 観光地のビジョンに基づくDMOの使命
 - 受入環境整備の方針
 - ・基礎的なインバウンド受入環境整備の方針
 - ・二次交通の課題解決の方針
 - ・ガイドの確保・育成の方針
 - （※）広域連携と都府県域DMOに係る特記事項
 - KSF・KPI（一部見直し）の設定
 - ・域内調達率等K P Iの成果を評価
 - 成果分析とそれを踏まえた変更点の整理
- ・各種データ等の継続的な収集・分析と観光地経営戦略への反映

（※）

 - ・広域連携DMOが戦略に記載すべき方針
 - ①広域データの収集・分析
 - ②人材育成のための研修
 - ③インバウンド向け旅行商品を流通の機会創出
 - ④地方運輸局・J N T Oと連携した海外プロモーション
 - ⑤大規模災害時の風評被害対策
 - ・都府県域DMOが戦略に記載すべき方針
 - ①、②、③
 - ④国内旅行者向け旅行商品を流通の機会創出
 - ⑤マネジメント区域内のポジショニング

- ・PDCAサイクルの実装（特に、データ分析し戦略につなげる取り組みに注力）
- ・観光客に対して地域一体となって戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

※赤字は現行登録要件からの追加要件

※赤字は更新要件のみの要件

要件見直しの概要（2 / 2）

要件の柱

（3）多様な関係者との体制構築

登録要件（案）

- 観光地経営戦略等に関する合意形成の仕組みにおいて、観光地域づくり法人が中核的立場になっていること
- 地域の多様な関係者で合意形成する仕組みを構築し、その仕組みの中に、①地域が「売り」とする観光資源の関係者、②宿泊事業者、③交通事業者、④行政が原則すべて参画していること
- 地域住民をはじめとする多様な関係者間での戦略の共有

更新要件（案）

- 観光地経営戦略等に関する合意形成の仕組みにおいて、観光地域づくり法人が中核的立場になっていること（議事録の公開）
- 地域の多様な関係者で合意形成する仕組みを構築し、その仕組みの中に、①地域が「売り」とする観光資源の関係者、②宿泊事業者、③交通事業者、④行政が原則すべて参画していること
- 地域住民をはじめとする多様な関係者間での戦略の共有

（4）観光地域づくり法人の組織の確立

- 法人格の取得
- 意思決定機関の設置
- 最終的な責任者の明確化
- CMOの配置（専従要件は廃止）
- CFOの配置
- 3名以上の常勤職員の配置
- 職員の満足度

- 法人格の取得
- 意思決定機関の設置
- 最終的な責任者の明確化
- CMOの配置（専従要件は廃止）
- CFOの配置
- 3名以上の常勤職員の配置
- 職員の満足度
- 基礎的な研修の受講（一般職員と経営者層は別に設定）

（5）安定的な運営資金の確保

- DMOが自律的・継続的に活動するための安定的な運営資金の確保の見通し
- 財源計画の策定
- 安定財源確保率の設定

- DMOが自律的・継続的に活動するための安定的な運営資金の確保の見通し
- 財源計画の策定
- 安定財源確保率の設定と評価

※赤字は現行登録要件からの追加要件

※赤字は更新要件のみの要件 3

DMOの目的、使命、役割について

下線部赤字はこれまでのガイドラインから変更や追加したことを示す

○目的

観光地域づくり法人（以下、「DMO」という。）は、観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である。

○DMOの使命

観光地域づくり法人の使命は、以下のとおりである。

- 1 持続可能な観光地域づくりを行うこと
- 2 地域の観光経済拡大を行うこと

○DMOの役割

DMOが実施する基礎的な役割は、以下のとおりである。

- 1 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた観光地経営戦略の策定、K P I の設定・P D C Aサイクルの確立
- 2 地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや二次交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備に関する地域の取組の推進
- 3 関係者が実施する観光関連事業と戦略との整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション
- 4 DMOを中心とした観光地域づくりを行うことについての多様な関係者との体制構築・合意形成
- 5 DMOが上記 1 から 4 の役割を達成するために必要な組織の確立と財源の確保

観光地経営戦略の構成案について

○全DMOに対して、登録要件に記載の内容を満たした中長期（4～5年間）の「観光地経営戦略」の策定を求める方針。

登録要件

〔1〕観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集・分析

I 観光地経営戦略の策定 ※ガイドブックの内容に追記した部分のみ抜粋

－観光地のビジョンに基づくDMOの使命 **[A]**

－マネジメント区域における受入環境整備の方針 **[B]**

※広域連携DMO及び都府県域DMOは任意

・基礎的なインバウンド受入環境整備の方針

・二次交通の課題解決や確保の方針

・ガイドの確保や育成の方針

－成果分析とそれを踏まえた変更点の整理（更新時のみ） **[C]**

II 各種データ等の収集・分析、KPIの設定

－KPIの設定 ※以下は最低限設定すべきKPI

・旅行消費額 **[D]**

・域内調達率 **[E]** ※広域連携DMOは任意

・住民の持続可能な観光に対する満足度 **[F]**

※広域連携DMO及び都府県域DMOは任意

・マネジメント区域のウェブサイト等（外国語サイトに限る）のアクセス数 **[G]**

III その他

【対象：広域連携DMO及び都府県域DMOのみ】

－広域的なデータの収集・分析の方針 **[H]**

－人材育成のための研修方針 **[I]**

－インバウンド向けの旅行商品を流通させるための方針 **[J]**

【対象：広域連携DMOのみ】

－運輸局並びに日本政府観光局と連携したインバウンド向けのプロモーション方針 **[K]**

－大規模災害時の風評被害対策に向けた方針 **[L]**

【対象：都府県域DMOのみ】

－国内旅行者向け旅行商品を流通させるための方針 **[M]**

－マネジメント区域内の「売り」を踏まえたポジショニング方針 **[N]**

構成案		主な記載内容
これまでの振り返り（更新時のみ）		・ 定量的、定性的成果の分析とそれを踏まえた主な変更点の整理 [C]
全体戦略	観光地のビジョン（KGI/KSFの設定）	・ 観光地として中長期で目指すべきビジョン ・ 「どのような地域を実現するべきか」を、明確かつわかりやすい言葉で表現 ・ ビジョンの達成を測るKGI（数値目標）とKGI達成に必要な定性的な要因（KSF）を設定 [D] [E] [F] [G]
	観光地のビジョンに基づくDMOの使命	・ DMOの使命（自分たちが誰であり、何をなぜ行うのか：ビジョン到達のため達成すべきこと） [A]
	データの活用方針	・ 観光地経営を行っていく上でのデータ活用の目的、データの種類、データの取得主体、データの取得方法、PDCAの実施方法 ・ 広域的なデータの収集・分析の方針 [H]
	環境分析	・ 地域を取り巻く環境の分析（外部環境分析、内部環境分析、内外環境統合分析）の結果
（戦略の柱） 対旅行者の 戦略	観光地域マーケティング戦略	・ 観光地がターゲットとする旅行者像（セグメンテーション・ターゲティング） ・ ターゲット旅行者像に対する観光地の立ち位置（ポジショニング） ・ 観光地のブランド価値（ブランディング） ・ 時間帯や季節間での需要の平準化の方針 ・ マネジメント区域内の「売り」を踏まえたポジショニング方針 [N]
	地域の4P戦略（商品、価格、販路、プロモーション）	・ 地域全体で重点的に創出していくべき商品・サービスのコンセプト（商品内容、価格、販路、プロモーション） ・ KPI（旅行消費額）の設定 [D] ・ KPI（マネジメント区域のウェブサイト等（外国語サイトに限る）のアクセス数）の設定 [G] ・ 人材育成のための研修方針 [I] ・ 運輸局並びに日本政府観光局と連携したインバウンド向けのプロモーション方針 [K] ・ インバウンド向けの旅行商品を流通させるための方針 [J] ・ 国内旅行者向け旅行商品を流通させるための方針 [M]
	マネジメント区域における受入環境整備の方針	・ 観光地の空間・景観を高付加価値化するためのハード整備を含む、受入環境整備の方針（二次交通、ガイドの確保・育成を含む） [B]
	顧客管理の方針（顧客体験の向上、CRM）	・ 顧客体験の向上に向けた方針 ・ 顧客との継続的な関係の構築に向けた方針
	観光による受益を広く地域にいきわたらせる方針	・ できる限り多くの事業者・業種へ波及させる方針 ・ 地域住民へ波及させる方針 ・ KPI（域内調達率の目標に対する達成率）の設定 [E] ・ KPI（住民の持続可能な観光に対する満足度）の設定 [F]
（戦略の柱） 対地域の 戦略	応用的な内容	・ 観光従事者へ波及させる方針
	観光分野において地域への新たな活力（資金、人材、企業等）を創り出す方針	・ 地域へ新たな人材を呼び込む／育てる方針 ・ 地域へ新たな資金や投資を呼び込む方針 ・ 地域へ新たな企業を呼び込む／育てる方針
	地域の観光資源（自然、文化等）の保全・活用の方針	・ 地域の観光資源（自然、文化、伝統産業、イベント等）を保全・活用していくための方針 ・ KPI（住民の持続可能な観光に対する満足度）の設定 [F]
	観光危機管理の方針	・ 自然災害、疫病、テロ等のリスク管理の方針 ・ 大規模災害時の風評被害対策に向けた方針 [L]
実行計画（KPIの設定）		・ 戦略を達成するための具体的な事業の実行計画 ・ 施策のKPIを設定 [D] [E] [F] [G]
効果検証体制・方法		・ 検証体制・方法

新規登録ならびに更新の運用について

- 新規登録並びに更新登録は、要件等を踏まえ、観光庁長官が判断する。
- 審査は1年間をかけて実施する。但し、令和7年度の新規登録のみ半年間で実施する。※1
- 2次審査ではヒアリングにより外部有識者の意見を参考にする。
- 更新審査において要件を満たさなかった場合、再申請の意思があれば1年のみ取消を保留する。※2

	審査の観点（案）	備考
一次審査	・形式的要件の項目の適格性 ・定量的な評価が必要な項目の適格性 ・総合的評価を踏まえた登録・更新の可否の度合	
二次審査	・主に定性的な項目に係る適格性 ・複数の外部有識者による評価を可否判断の参考	・多面的な観点から申請書で読み取れない部分を評価する。 ・DMOに対するヒアリングを実施する

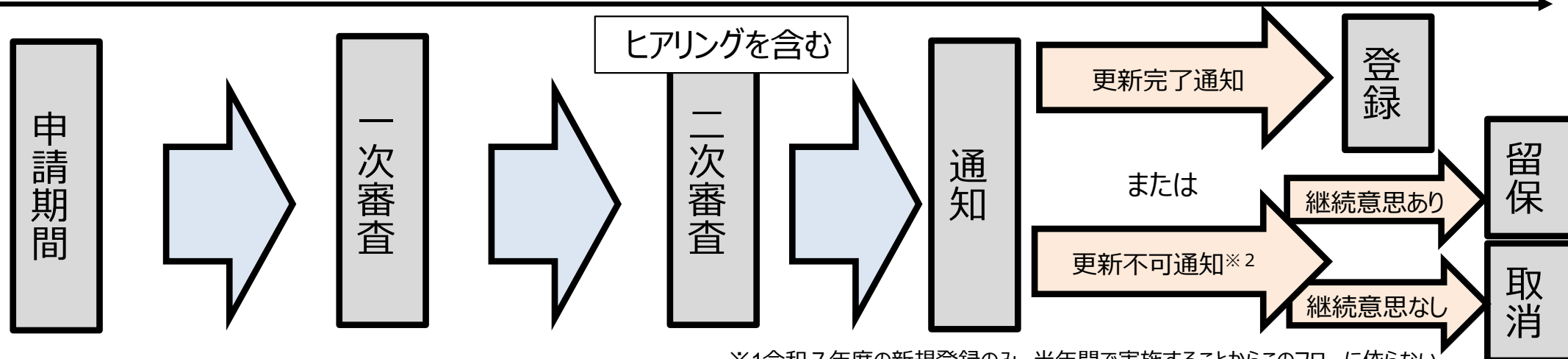
4月～7月

8～10月

11～1月

2月下旬

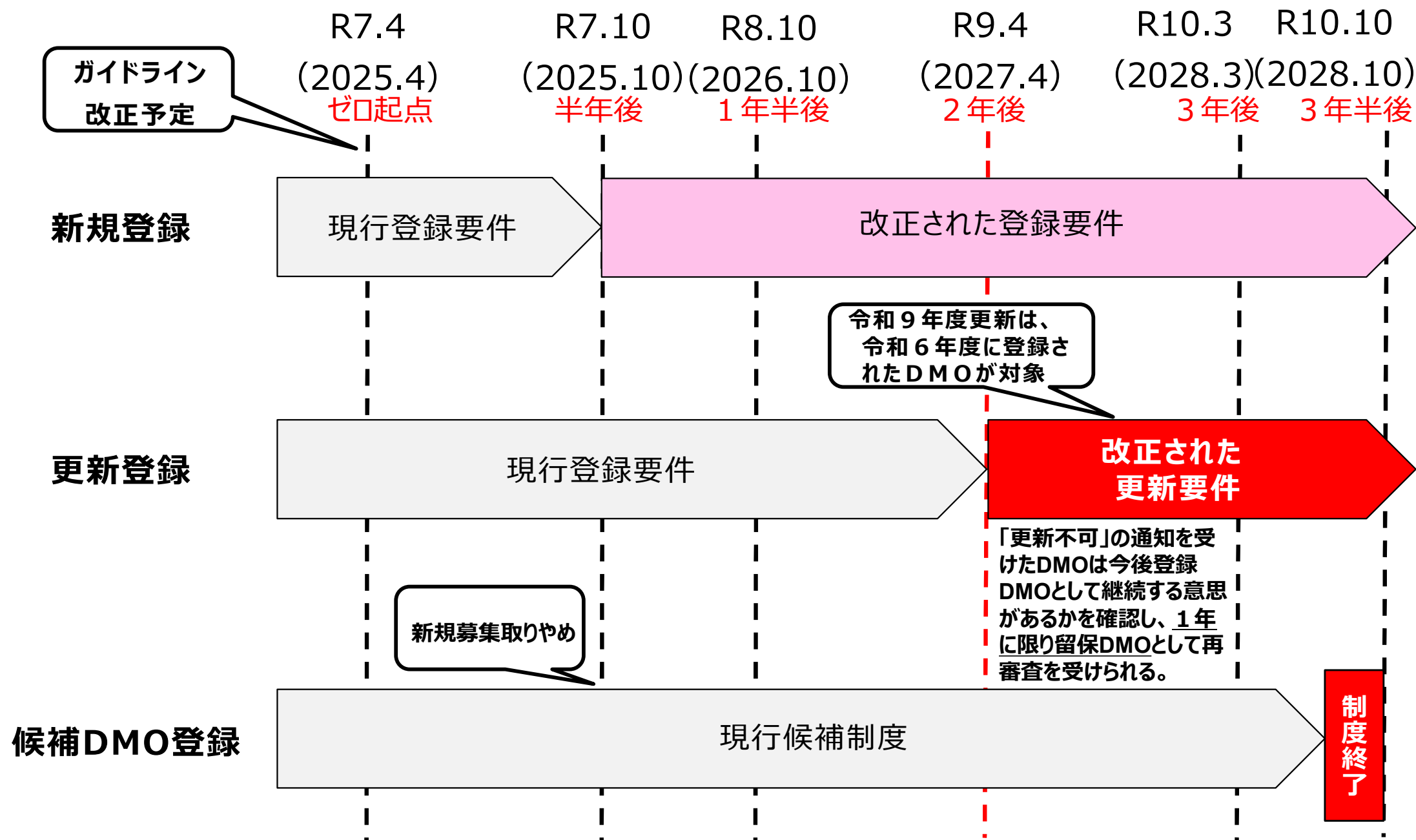
3月31日



※1令和7年度の新規登録のみ、半年間で実施することからこのフローに依らない。

※2「更新不可」の通知を受けたDMOは今後DMOとして継続する意思があるかを確認

新規登録・更新登録に向けた今後のスケジュール（案）



審査に当たっては提出された全ての書類を使用する。

	外部マネジメント	内部マネジメント	
新規登録又は更新登録申請時に提出	○観光地経営戦略（４～５年） ・必須４ K P I ・実行計画を含む ・財源計画書	○形成・確立計画※ ・必須２ K P I ・専門人材の経歴	観光庁ウェブサイト公表
毎年度提出	○事業計画書 ○事業報告書 ・必須４ K P I の進捗記載	○事業報告書 ・必須２ K P I の進捗記載 ・財源計画の進捗記載	観光庁に提出 非公表

※記載内容に変更があった場合は随時提出